

令和3年度

自転車を活用したまちづくりを推進する
全国市区町村長の会 四国ブロック会議
(書面開催)

令和4年3月

今治市



自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
令和3年度 四国ブロック会議 目次

四国ブロック会員リスト	1
1. 議案	2
(1) 要望・意見交換	
議案第1号（要望）	3
議案第2号（意見交換）	5
議案第3号（意見交換）	7
議案第4号（意見交換）	9
2. 協議事項	
(1) 次期開催地について（案）	11
規約	12



四国ブロック会員リスト（3月15日現在）

(徳島県)	(香川県)	(愛媛県)	(高知県)
徳島市	高松市	松山市	土佐市
鳴門市	丸亀市	今治市	須崎市
阿南市	坂出市	宇和島市	宿毛市
美馬市	善通寺市	八幡浜市	土佐清水市
三好市	観音寺市	新居浜市	四万十市
勝浦町	さぬき市	西条市	香南市
佐那河内村	東かがわ市	大洲市	田野町
神山町	三豊市	伊予市	安田町
那賀町	土庄町	四国中央市	北川村
板野町	小豆島町	西予市	芸西村
	宇多津町	東温市	土佐町
	綾川町	上島町	いの町
	琴平町	久万高原町	中土佐町
	多度津町	松前町	梼原町
	まんのう町	砥部町	四万十町
		内子町	
		伊方町	
		松野町	
		鬼北町	
		愛南町	

<四国ブロック事務局>

事務局長	(今治市 産業部長)	若宮 浩
事務局次長	(同 観光課長)	富田 義勝
事務局員	(同 サイクルティイ推進室)	鳥生 敬輔 中田 尚雄 岡田 淳嗣



議案



令和3年度 四国ブロック会議 議案

(1) 要望・意見交換

要望

議案番号	件名	提出団体
1	コロナ禍に適合した新たなサイクルツーリズムの体制構築に対する支援について	今治市

意見交換

議案番号	件名	提出団体
2	コロナ禍におけるサイクリングイベントの実施について	土庄町
3	スポーツ団体等の合宿誘致に係る取組について	今治市
4	「食」や「体験」を取り入れたサイクリングツアーや開発について	宿毛市

議案第1号（要望）

今治市

コロナ禍に適合した新たなサイクルツーリズムの 体制構築に対する支援について

コロナ禍が長期化の様相を示す中、衛生面への対策は防災対策と同様に基礎的なものとして認識され一般化しつつあり、旅行者は人と接触しない受入体制を希望しながらも、旅の本来の意義であるパーソナルな体験をより強く求める傾向にある。

こうした中、旅行業界においては、旅行に行けない人々との関係性を繋ぎ止めるため、オンライン観光プログラムやオンライン観覧などのサービスが拡大している。これらは実際の旅行を代替するまでにはないものの、「旅の目玉」のみを扱うガイドブックでは味わえない道中の風景や音を感じ、その地域との縁を結ぶことで実際の訪問の機会を創出するものとして期待されている。

サイクルツーリズムにおいても例外なく、これまでの現地でのリアルな体験から“ニューノーマル”への移行に伴う速やかな対応が求められる中、eスポーツに現実的な身体運動の要素を加えた「バーチャルスポーツ」が注目を集めている。これは、実写映像を基にバーチャルの世界で人が繋がり、室内に居ながら目的のコースをサイクリングできるスポーツアプリケーションである。現実に基づくコース設定により、世界中のサイクリストに地域独自の魅力を発信でき、コロナ明けのリアルツーリズムに繋げていくのに極めて有効なツールである。加えて、マイクロツーリズムにも効果的であり、市民の健康増進を意識したコース設定によるマイクロサイクルツーリズム（市民向けサイクリング）としての活用も大いに期待できるところである。

近くアフターコロナに向けたインバウンドの回復促進に加え、地域住民の健康増進をはじめとする公共利益の増進のため必要となる環境整備が促進されるよう、地方自治体が実施するバーチャルサイクリングアプリの構築や密に配慮した公共施設等への導入に係る取組など、国において、コロナ禍に適合した新たなサイクルツーリズムの体制の構築に対する財政支援措置を講じられたい。

【MEMO】

議案第2号（意見交換）

土庄町

コロナ禍におけるサイクリングイベントの実施について

土庄町では、小豆島1周サイクリングと地元グルメを楽しむイベント「豆イチ＆無人島BBQ」を平成29年から令和元年まで一般社団法人小豆島サイクルツーリズム推進協会と共同で開催していましたが、今後のサイクリングイベント開催は未定となっています。

「サイクリング」と「グルメ」を掛け合わせたイベントは新型コロナウイルスの感染リスクが高まるところから、感染症対策のための工夫を施したうえでの実施や、飲食を伴わないイベントの開催も検討していく必要があると考えています。

そこで、上記のように感染症対策をとったうえでのイベントを実施または検討している自治体があれば詳しくご教示いただきたく存じます。

【MEMO】

議案第3号（意見交換）

今治市

スポーツ団体等の合宿誘致に係る取組について

近年、地域の気候条件やトレーニング環境を生かしたスポーツ合宿の誘致に力を入れる自治体が増え、関係人口の拡大を狙いとした地域活性化に資する取組として注目を集めています。

様々な自治体が補助制度を創設するなどにより誘致活動に取り組む中、今治市ではしまなみ周辺の起伏に富んだ地形の優位性を活かし、地域資源の核となる「しまなみ海道サイクリングロード」を活用した自転車プロチームの合宿誘致を検討しているところです。スポーツ合宿は、地域の魅力や特性を改めて地域住民に再認識させることで、ワーケーション合宿等への発展も視野に、地域を挙げた活性化策として有効な仕掛けづくりであるとも考えています。

誘致にあたっては、トレーニング施設の充実をはじめ、宿泊や食事のクオリティ、移動に係る交通アクセスのほか、付加価値としては医療サポート体制や地域のおもてなしといったものが主な受入の要件であると考えます。

そこで、各団体においてスポーツ合宿等の誘致にあたり、補助制度の活用に加えて、物資や機材等の提供、もしくは地域のおもてなしの取組など、補助金に限らず受入環境整備に関して工夫されている取組がございましたらご教示ください。

また、未実施の団体を含め、合宿誘致に取り組むにあたっての問題点や、継続していく上での課題などがございましたら併せてお聞かせください。

【MEMO】

議案第4号（意見交換）

宿毛市

「食」や「体験」を取り入れたサイクリングツアー
の開発について

宿毛市では、自転車を活用したまちづくり事業の一環として、「自転車の街」のイメージを市内外に広めるために、初心者向けサイクリングツアーの開発を検討しています。特に、「食」や「体験」等を取り入れ、自転車の魅力と融合させたイベントの開発を目指しているところです。

各自治体におきまして、上記のようなサイクリングツアーやイベントの実例等がありましたら、その内容についてご教示いただきたく存じます。

【MEMO】



協議等



(1) 次期開催地について（案）

自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会
四国ブロック会議 開催地一覧

回数	開催年月	開催県	開 催 地
1	2019. 2	愛媛県	今治市
2	2019. 9	高知県	香南市
3	2020.		(開催中止)
4	2021.		(開催中止)
5	2022. 秋	香川県	土庄町
6	2023.	徳島県	
7	2024.	愛媛県	
8	2025.	高知県	
9	2026.	香川県	
10	2027.	徳島県	
11	2028.	愛媛県	
12	2029.	高知県	
13	2030.	香川県	
14	2031.	徳島県	
15	2032.	愛媛県	
16	2033.	高知県	
17	2034.	香川県	
18	2035.	徳島県	
19	2036.	愛媛県	
20	2037.	高知県	
21	2038.	香川県	
22	2039.	徳島県	
23	2040.	愛媛県	
24	2041.	高知県	
25	2042.	香川県	
26	2043.	徳島県	
27	2044.	愛媛県	
28	2045.	高知県	



規約



自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約

(名称)

第1条 この会は、「自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会（以下「本会」という。）」と称する。

(目的)

第2条 本会は、自転車による観光振興、住民の健康の増進、交通の混雑の緩和、環境への負荷の低減等により公共の利益を増進し、地方創生を図ろうとする自治体が連携して、情報交換や共同の取組を進めることで、我が国の自転車文化の向上、普及促進を図るとともに、各地域が取り組む地方創生推進の一助となることを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 自転車施策に関する国等関係機関への予算等要望活動
- (2) 自転車を活用した地方創生の提言
- (3) 自転車を活用したまちづくりに関する情報交換
- (4) 自転車の走行環境の改善
- (5) 交通の安全の確保
- (6) 自転車を活用した観光振興
- (7) 自転車の活用による健康増進
- (8) 自転車の活用による環境負荷低減
- (9) 災害時における自転車活用
- (10) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会員)

第4条 本会の会員は、全国の市区町村長で、本会の趣旨に賛同し、入会届を本会に提出した者とする。

2 前項の入会届は隨時受け付ける。

3 本会は別に定めるところにより、全国を9ブロックに分け、会員をその所在地に応じて各ブロックに位置づける。

(会員の脱退)

第5条 会員は、本会に退会届を提出することで本会を脱退することができる。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 8名
 - (3) 理事 7名
 - (4) 監事 2名
- 2 第4条第3項に規定するブロック毎にそれぞれ副会長1名を含む役員候補者2名を選出し、いずれか1名をブロック長とする。
 - 3 会長は副会長の中から役員候補者の互選により選出する。
 - 4 理事及び監事は、会長、副会長を除く役員候補者の中から互選により選出する。
 - 5 役員の任期は、役員改選決議のあった時からその翌々年度の総会における役員改選決議の時まで（選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時まで）とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第7条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

(職務)

第8条 会長は、本会を代表し、その活動を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、総会で承認された事業を執行する。
- 4 ブロック長は、各ブロックの活動及び入退会等の事務を総括する。
- 5 監事は、会の会計を監査する。

(事務局)

第9条 本会の事務を処理するため、会長が指定する市区町村に全体事務局を置く。

- 2 前項に定める事務局とは別に、ブロック長就任市区町村にブロック事務局を置く。

(総会)

第 10 条 本会の総会は、全ての会員をもって構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があると認められるときは、臨時に開催できるものとする。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名する者が務める。
- 4 総会は、次の事項について議決する。
 - (1) 自転車を活用したまちづくりを推進する全国市区町村長の会 規約(以下、「規約」という。)の変更
 - (2) 活動計画の策定又は変更
 - (3) 役員就任の承認
 - (4) その他本会の運営に関する重要事項

5 総会は、会員の2分の1以上の出席をもって成立する。ただし、やむを得ない事情で出席できないものは、委任状を議長に提出することにより、出席者の数に加えるものとする。

6 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、委任状を議長に提出しなければならない。

8 前2項に関わらず、緊急を要する事項は、書面により、会員の過半数の同意をもって決する。

(役員会)

第 11 条 役員会は第6条第1項の役員をもって構成し必要に応じて開催する。

- 2 役員会は次の事項について議決する。
 - (1) 総会に提出する議案の決定
 - (2) 総会で議決された事業の実施方法等の決定
 - (3) 各ブロックへの情報提供、情報収集
 - (4) 自転車施策に関する国等関係機関への要望等の活動
 - (5) 顧問の就任要請の承認

(分科会)

第 12 条 本会は必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 各分科会の設置は、総会において議決する。
- 3 分科会は、会員のうち参加を希望する者から構成する。

4 分科会長は、分科会の活動状況を取りまとめ、総会において報告する。

(会費)

第13条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。ただし、年度の途中で入会する場合は、入会時に会費を納入し、年度の途中で退会した場合は返納しない。

2 会費の額及び納入期限は、総会において決定する。

3 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第14条 この規約に定めのない事項は、会長が別に定める。

附則

1 この規約は、平成30年11月15日から施行する。

2 初年度の会計期間は、第12条第3項の規定にかかわらず設立総会の日から翌年3月31日までとする。

3 設立当初の役員は、第6条第2項、第3項及び第4項の規定にかかわらず以下のとおりとする。

会長 今治市長 菅 良二

副会長 美唄市長 高橋 幹夫

北上市長 高橋 敏彦

佐渡市長 三浦 基裕

前橋市長 山本 龍

三島市長 豊岡 武士

堺市長 竹山 修身

尾道市長 平谷 祐宏

南さつま市長 本坊 輝雄

理事 倶知安町長 西江 栄二

石巻市長 亀山 紘

飯山市長 足立 正則

さいたま市長 清水 勇人

守山市長 宮本 和宏

真庭市長 太田 昇

国東市長 三河 明史

監 事 安城市長 神谷 学

宿毛市長 中平 富宏

4 設立当初の役員の任期は、第6条第5項の規定にかかわらず平成31(2019)年度の総会の日までとする。

5 この規約は、令和元年11月14日から施行する。

6 この規約は、令和3年7月21日から施行する。